

(公社) 秋田県トラック協会健康経営宣言認定制度 実施要項

(趣旨)

第1条 (公社) 秋田県トラック協会(以下「協会」という)の会員事業者が、自社の健康起因による事故を未然に防ぎ、従業員が健康で生き活きと働ける職場環境を構築するため、健康経営(従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することをいう。)に積極的に取り組む会員事業者を協会会長(以下「会長」という)が認定し、その取組を支援することにより、会員事業者の主体的な健康づくりの推進と実践的な取組の拡大を図ることを目的とする。

(「健康経営®」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標である。)

(対象)

第2条 本制度の対象とする事業者は、協会の会員事業者で、次に掲げる各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 公的医療保険の適用事業所であること。
- (2) 全国健康保険協会秋田支部に加盟していない事業所であること。

(認定の要件)

第3条 会長は、第4条の要件を全て満たしている会員事業者を、健康経営宣言事業者として認定することができる。

(認定の申請)

第4条 健康経営宣言の認定を受けようとする会員事業者は、秋ト協健康経営宣言エントリーシート(様式1)、わが社の健康プラン(様式2)を添えて会長に提出するものとする。

(認定)

第5条 会長は前条の申請があった場合において、提出された書類による審査を行い、要件を満たしていることを確認した上で、これを認定し、健康経営宣言認定証(様式3)を交付するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による認定をしないときは、文書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(健康経営認定事業者の公表)

第6条 会長は、前条の規定による認定をしたときは、協会のウェブサイトで公表するものとする。

(努力義務)

第7条 認定を受けた事業者は、制度の趣旨にのっとり、従業員の健康管理に留意するとともに、必要に応じて医療機関等の診断を受診させる。

(インセンティブ)

第8条 第5条第1項において認定した会員事業者にはインセンティブとして、協会が実施する健康診断助成事業の助成金額を、1回に限り1名当たり500円上乘せし助成する。

(その他)

第9条 本制度は、全国健康保険協会秋田支部の後援を受け実施するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。